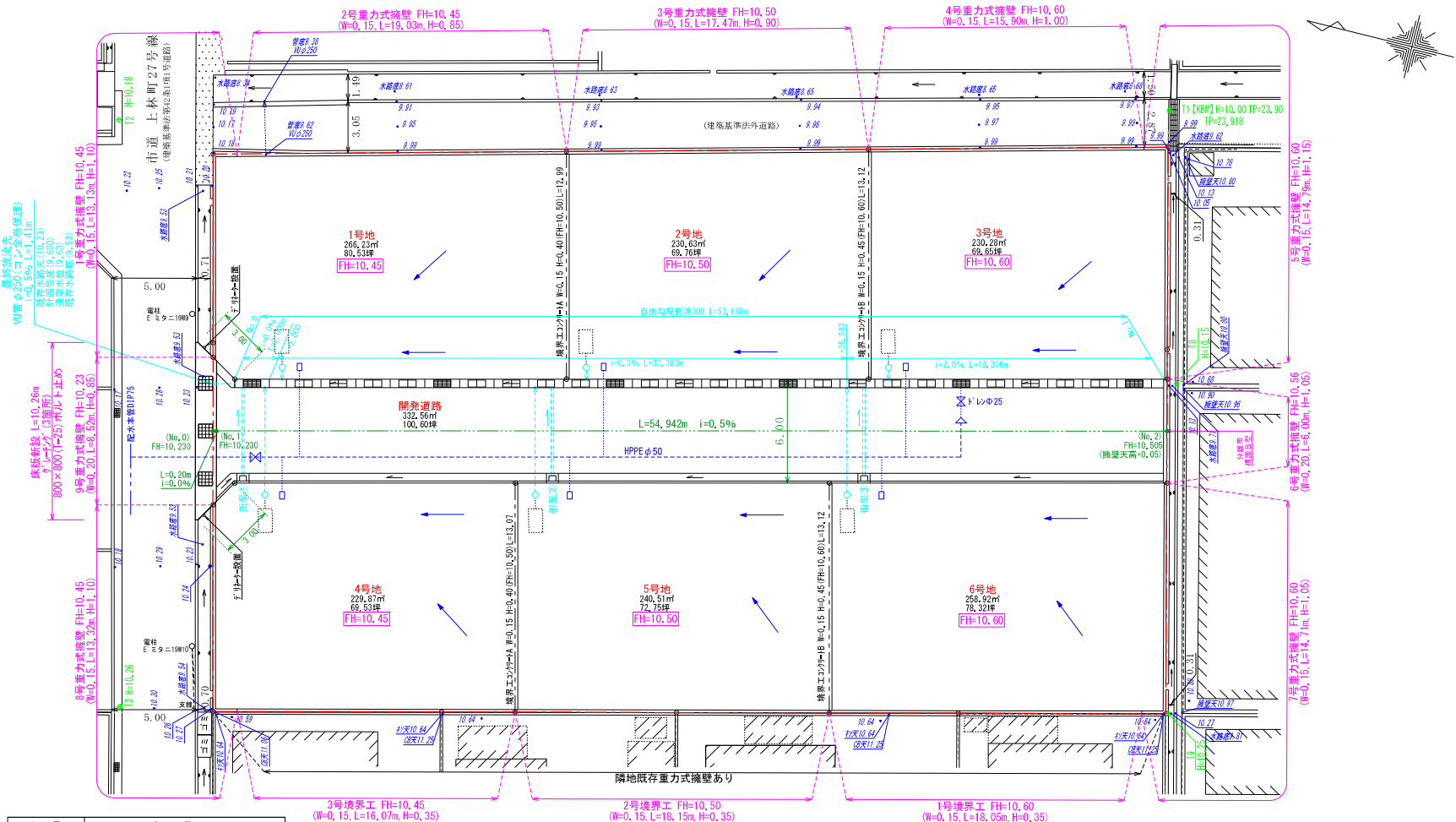


土地の所在 高松市上林町宇野村838番1  
839番1

# 土地利用計画図

用途白地地域（特定用途制限地域）一般・環境保全型



開発許可  
年月日  
第 令和 年 月 日  
号 日

申請者  
株式会社 MIRAI SE  
代表取締役 福本 剛士

作成者  
住所・氏名  
高松市国分寺町新居一四〇四番地四  
土地家屋調査士 岡崎 浩二

記号	名称
---	開発区域界
→	流水方向
FH=	計画地盤高、構造物計画高
---	給水管HPPE φ50
□	給水管PP φ20メーターφ13
■	仕切弁
---	自由勾配側溝 グレーティングT-25
---	L型側溝 道路集水樹 グレーティングT-25
---	重圧管φ150 i=1.0%
---	Wφ150 φ250 コンクリート全巻保護 i=1.0%
○	宅内樹(雨水) φ350 深さ900mm以下 底層15cm

- (注記)
- ・車両進入部の排水管は土盛り60cm以下の場合、管保護すること。
  - ・管保護は鉄筋コンクリート全巻保護すること。
  - ・管又は水路が交差する場合はクリアランスを最低10cm以上確保すること。
  - ・取付管の勾配は1%以上
  - ・地表水を集水する樹は「リーフ」又は「空さ」を設置すること。
  - ・地表水及び排水を集水する樹は泥溜を15cm以上確保すること。
  - ・予定建築物は一戸建ての住宅。
  - ・宅内排水の土盛りは20cm以上とする。
  - ・開発区域の對象は最終樹から一次放流先までとする。
  - ・図面内の高さの表記は任意高さとし、T1で構高(T.P.表示)換算している。
  - ・開発道路内に電柱を設置しない。
  - ・構造物を設置しない開発区域界には、境界標を設置すること。
  - ・各区域には、合併浄化槽を設置し処理した水は、宅内最終水を経由して放流すること。
  - ・本開発区域に隣接して、本開発許可の完了日から5年以内に開発行為を行う場合及び本開発区域内の公共施設を変更する場合は、高松市建築市道課と協議すること。
  - ・30cm未満の高底差に用いる土留めの壁は審査対象外であるので設計者の判断によること。
  - ・既設埋設管の位置・深さが不正確な場合があるため、工事施工の際には調査・試掘が必要。
  - ・給水引込施工前に香川県広域水企業団体に申請する給水装置工事施工申請書に香川県三郡土地改良区支部長及び理事長の同意が必要とする。